

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・ テクスポート今治の管理運営、タオル製品等の販売、ホテル事業運営等を、商品開発部門、施設賃貸部門、総務部門（情報調査部門兼務）の3部門及びホテル運営のためのパート雇用により行っている。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・ 四国タオル工業組合や関係機関の協力のもと、繊維産業支援の一環として、自社アンテナショップの運営及びタオル製品の共同受注・販売や副資材の販売とテクスポート今治の管理運営、及びホテル事業の運営を行っている。18年度は、施設賃貸部門の貸ホール事業において大きなイベント数が減少したこと等を主要因として売上が減少したが、管理コストの削減により当期利益は22百万円（前年度比35%減）と3年連続の黒字を達成しており、厳しい経営環境の中、その取組みは評価できる。

今後とも、テクスポート今治の利用者増につながる広報宣伝に積極的に取組み、自社ショップの販売強化や施設賃貸事業に係る営業力の強化を行い、収入の確保に努めるとともに、さらなる管理コストの縮減などに取組んでいただきたい。

なお、18年度2次評価で提言した「法人経営の抜本的な改善策」としては、無償減資の検討がなされているが、減資後は、安定した経営ができるよう、一層の経営基盤の充実・強化に努め、当法人の設立目的であるタオルを中心とした繊維産業の支援を強化していただきたい。

- ・ なお、(財)今治地域地場産業振興センターとは、地域産業の支援という意味では一部重複する部分もあることから、お互いの役割分担を明確にした上で効率的・効果的な事業の実施に当たっていただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・ 18年度は、役員数は12名のうち2名が常勤である。職員数は、18年度に物販部門の臨時社員を増員する予定が、管理コストの削減のため実施せず、引続き12名体制としている。
- ・ 19年度以降の計画では、臨時から正社員へ振り替えることとしていたが、18年度実績に合わせる形で計画を変更し、必要最低限の人員及び給与により事業を実施することとしている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・ 県は、地域産業集積活性化法に基づき策定した「今治地域特定中小企業集積活性化計画（15～19年度）」において、当法人を今治地域タオル産業の支援スキーム全体の中核と位置付け、15年度に当法人を事務局として「集積活性化戦略会議」を設置し、意欲ある企業グループが行う新製品開発及び商品化に向けた支援を行っており、戦略会議の運営や市場動向調査、広告宣伝などの経費を15～17年度まで補助してきた。
- ・ 19年7月以降は同法が期限切れとなるため、県は財政的支援を行う予定はないが、今後は当法人の自主的運営に配慮しつつ、引続き、県、今治市との役割分担やこれまでの成果を踏まえ、タオル業界の振興を図っていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・ 地域の活性化という一定の公共的使命を有していること、事業推進に当たり県との緊密な連携が不可欠となっていることから非常勤の取締役に今治地方局長が就任している。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・ 経営改善進捗管理会議において経営改善の進捗状況を報告しているが、今後とも、積極的な経営情報の開示のため、ホームページでの経営情報の開示に取組んでいただきたい。

4 総合的評価

- ・ これまでも経営改善に取り組んでいるが、今後とも、さらなる収入の確保と管理コストの縮減などに取組み、一層の経営基盤の充実・強化に努め、法人の設立目的に沿った事業運営に努めること。
- ・ (財)今治地域地場産業振興センターとは、支援対象が一部重複しており、お互いの役割分担を明確にした上で、効率的・効果的な事業の実施に当たること。
- ・ なお、愛媛県出資法人点検評価部会としては、県の財政的関与がなくなり、点検評価対象の要件を満たさなくなることから、今年度の点検評価が最終となるが、今後とも、四国タオル工業組合や関係機関と協力し、法人の自主性による効率的かつ効果的運営に取り組むこと。